

## ○第二十三回 衆議院議事速記録第十號

明治四十年二月二十三日(土曜日)午後一時十二分開議

明治四十年二月二十三日

議事日程 第九號

午後一時開議

第一 貨幣法中改正法律案(政府提出費)

韓國森林特別會計法案(政府提出)

(第一號)明治四十年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(西丹治郎外二名提出)

戶籍法中改正法律案(小川平吉外二名提出)

未成年者飲酒禁止法案(武藤金吉外五名提出)

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

第一讀會ノ續(委員長)

第一讀會ノ續(委員長)

第一讀會

印紙稅法中改正法律案(佐竹作太郎外九名提出)

明治三十四年法律第三十九號中改正法律案(横田虎彦外二名提出)

衆議院議員選舉法中改正法律案(高橋安爾君外六名提出)

口一マ字普及ニ關スル建議案(松本君平外三名提出)

商科大學設立ニ關スル建議案(武藤金吉外六名提出)

日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案(早速謹爾門外一名提出)

鹽專賣法廢止ニ關スル建議案(南條吉左衛門外四名提出)

夏秋蠶養習所設置ニ關スル建議案(工藤音助外五名提出)

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス  
(書記朗讀)一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
明治三十七年度歲入歲出總決算

明治三十七年度各特別會計歲入歲出決算

明治三十七年度歲入歲出決算檢查報告

明治三十八年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)



○曾原傳君 直ニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレントラ望ミマス  
○議長（杉田定一君） 曾原君ノ發議ノ通直ニ一讀會ヲ開キ讀會ヲ省略シテ確定ス  
ルト云フニ御異議ハナセマセスカ  
（「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（杉田定一君） 御異議ハナイト認メマス、直ニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供  
シマス

### 韓國森林特別會計法案

#### 第二讀會

（神藤才一君登壇）

○神藤才一君 諸君、唯今特別委員ノ御報告通當案ハ段々ノ時日ヲ以テ遂ニ祕密  
會ニマテ沙汰トコロノ問題アリマス、因テ本員ハ此事ニ付キマシテハ固ヨリ大賛成ヲ  
表スル者ノ一人アリマス、ナレドモ第六條ニ至リマシテハ大反對ヲ求メ、之ヲ削除シテ  
以テ修正ヲセントスルトコロノ者ニアリマス、故ニ其理由ヲ一應述べ、諸君ノ御清聽ヲ  
仰ギ、御賛成ヲ得ントスル者ノ一人アリマス、抑韓國ノ獨立ト云フモノハ諸君モ御  
承知ノ通、我日本が血ヲ流シテ核ヲ積ンデ財ヲ費シテ、之ヲ全ウセシトコロノモノニアリ  
マス、既往ニ於ケル二大戰トモ云フベキ、彼ノ日清及日露ノ戰爭ノ基因モ其一半ハ韓  
國ノ獨立ノモノニ供シタルモノト本員ハ信ズルノアリマス、故ニ萬般ノ改革事業ハ悉ク  
之ヲ我日本ノ經營ニ俟ツニアラザレハ、韓國ノ獨立ハ舉タルコト能ハザルハ論ヲ埃タザルト  
コロデアルト本員ハ信スルノアリマス、故ニ韓國政府ハ諸君ノ知ラル、如ク、其主權  
ノ一部ヲ我ニ譲リ、且我國政府ノ忠告ヲ容レチ、軍事ニ、教育ニ、財政、警察、遞信、  
法律等ハ我國派遺顧問ノ下及統監府ノ指導ノ下ニ淳々トシテ、其改善ヲ圖リツ、アル  
ト云フコトハ、是ハ韓國ノタメニ實ニ資スベキコトニアリアル、又之ヲ保護スルトコロノ我國  
ノ面目ヲ保ソトモ云フベキコトアリマシテ、尙且諸君、今日鳴綠江及豆滿江ノ案ノ如  
キ、日韓兩政府ガ滿韓國境ニ涉る唯今申シタトコロノ、沿岸ノ大森林ヲ經營シテ以  
テ、兩國政府ノ今日足ラサルトコロノ財源ノ一部トセラレントスルノデアル、是ハ固ヨリ  
本員が決シテ反對スルトコロデナイ、雙手ヲ擧ゲテモ之ニ賛成シナケレバナラヌト思フノデ  
アル、殊更祕密會ニ於テ政府委員が述ベラレタトコロニ付キマシテハ、最モ統監府ニ吾々  
議員ハ深謝シナケレバナラヌコトアリマスケレドモ、此鴨豆兩江沿岸ノ森林ハ極東屈指  
ノ大森林ニアリマス、世人が故ニ此森林ハ無盡藏ニアル、又政府委員諸氏ノ詳シキ御  
説明ニ依リマスレバ、此兩江沿岸ハ天下ノ大森林ニシテ、且之ヲ經營セバ一大利益ア  
ル大事業アルト、大藏省ノ政府委員ハ明言セラレタヌアル、然ラバ我日本ノ韓國經  
營ノ一トシテ最モ望ラ屬スヘキ一事業ト本員ハ確信スルニ至ルノアリマス、故ニ之ヲ經  
營セントセラル、日韓兩政府ハ此森林經營ヲシテ最モ堅固ニ最モ注意シテ經營セラレ  
コトヲ希望スルノデアル、又政府モ之ヲ思ハルレハコソ、此ノ如キ特別會計法ヲ設ケ、且  
既ニ委員會ニ於テ政府委員諸氏が説明セラレン如ク、此森林經營ハ必ズ政府自身デ  
スルモノデアル、決シテ他ニヤルモノデナイト斯ウ確言セラレタ、然ルニ諸君、本案第六條  
ヲ設ケ、即チ此第六條ハ何ト書イテアリマシヤウカ、是ハ御手許ニアリマス通り、私共貴重  
ノ光陰ヲ諸君ニ費セセルコトハ御氣ノ毒ト思ヒマスガ、短イコトアリマスカラ、チヨット讀  
ミマス「本會計ノ事業ハ事宜ニ依リ森林經營ヲ目的トスル會社ニ委託シテ之ヲ經營ス  
ルコトヲ得」ト書イテアル、此ノ如キ條項ヲ設ケ、態ト其經營ト其會計ヲ民間ニ態々引  
放シテアルト云フコトハ諸君如何アリマシヤウカ、骨子トモ云フベキトコロノ會計ヲ民間  
ニ委不其經營ハ政府自カラニ爲スト云フコトハテス、此條項ノ縱令事宜ノアルニセヨ、  
森林經營ヲ目的トスル會社ハ即チ種己主義ヲ目的トスルヲ其本意トナストコロノモノデ

アリマス、其法人甚モノニ會司ノ事業ヲ委託スルガ如キコトガアリマシテハ、吾々議員ヲシ  
テ最モ危惧ヲ懷カシムルノデアリマス、既ニ本員が委員會ニ於テ述ベマンタ如ク、法理ニ  
據リマスレバ何人ト雖モ同一行爲ニ付、イテ其對手方ノ代理トナリ、又ハ當事者雙方ノ代  
理トナルコトヲ得ズトアリマス、是ハ私ガ申上ダマス迄モゴザイマセスガ、主客ノ混同ヲ來  
ス所以ヲ恐ル、ノアリマス、尤モ鴨豆ノ兩江沿岸ノ森林經營ハ國際上ニ關スル一事  
業ニシテ、法理或ハ條理ヲ以テ論ズベキモノナイト云ハル、人がアルカモ知ラス、然レ  
ドモ本案第六條事實ハ、自然此法理ニ歸著スルノデアル、總テ何レノ會社ニセヨ、會社  
ハ營利ヲ目的トシテ成立ツカ故ニ、會社ハ皆利己主義ヲ以テ成立ツコトハ當然ノコト  
アリマス、此利己主義本位ナル會社ニ、殊ニ被統治者トモナルベキ會社ニ、政府ノ經營ニ係ル  
會計事業ヲ委託スルガ如キニ至リマシテハ、最モ吾々が注意セナケレバナラヌノデアル、尤  
モ今日爰ニ事實トシテ現ハレナイケレドモ、何カ事ノ爰ニ伏在スル物ガアリテ然ルカ、若シ  
果シテサウナラバ今日是が現ハレサルドモ、近キ將來ニ於テハ必ズヤ是ガ事實トシテ顯  
ハレ來ルコトデアラウト私ハ信スルノデアル、況ヤ委員會ニ於ケル祕密會ニ於テ、政府委  
員ノ説明ヲ聽キマスレバ、尤モ是ハ餘り私ノ杞憂ニ屬スルカ否知レマセヌケレドモ、タレユ  
リ天下ノ大問題、否ナ、天下ノ一大事ニ至ランカラ又恐ルノデアル、然ルノ政府委員  
ノ若櫻君ハ何ト言ハレタ、本案第六條ニ依リテ曰ク、縱シヤ森林會計事業ヲ會社ニ委  
托スレバトテ、決シテ其會社ニ損ハサセヌト、委員會ノ御説明ニアタ、是ハ若櫻君が  
眞面目ノ御言葉テナイカアルカト云フコトシ私ハ疑フノデアル、若櫻君ノ如キ大經濟家  
ガ此ノ如キコトヲ仰セラル、コトハ或ハ眞面目テナイト私ハ考ヘルガ故ニ、本員ハ若櫻君  
ノ御考トハ全ク正反對ノ考アル、即チ此會計事業ヲ委託セラレタル會社ハ、所謂手  
盛八杯、往々アルトコロノ關係が極クタントアルト、マア私ハ考ヘルノデアル、又委員ノ一  
人タル竹内君ハ本案第六條ヲ削除セントスル本員ノ說ニ反對セラル、理由ハ、ドウ云フ  
譯カト申シマスレバ、是ハ簡単ニ私ハ攻撃ハシナイ、然レドモ是非ガナイ、竹内君ノ反對ソ  
理由ハ我輩ノ反對ノ理由ハ、一個人的ナル利益ト國民的一般ノ利益ヲ混同セラレタ  
モノト私ハ信ズルノデアル、深クハ私ハ追窮セヌ、若シ論ズルコトガアツラバ、イツデモ論ジ  
マス、要スルニ諸君、餘り時間ヲ費シテハ何デスカラ、要スルニ諸君、本員ハ左ノ三箇條  
ヲ以テ斷乎トシテ本案第六條ヲ削除セントスルモノテアル、即チ第一ハ委員會ニ既ニ述ベ  
タル如ク、主客ノ混同ヲ來シ、會計ノ正確ヲ期シ難イノデアル、是が第一、第二ハ被統  
治者ノ側ニ立ツベキ法人ヲシテ統治機關タラシムルガ如キハ、治者ト被治者ノ區別ヲ知  
ラザルモノテアル、第三ハ國家ノ財政ハ自ラ之ヲ料理スベキ機關アリ、之ヲ個人的ナル  
會社ニ此會計ヲ委任スル如クンバ大藏省ヲ置クノ必要ハナイト私ハ思フ、故ニ本員ハ  
絶對的ニ此第六條ニ反對シテ、之ヲ削除シテ此案が立派ニ立ツヤウニ希望スルノデアリ  
マス

○議長（杉田定一君） 別段御異論モナイヤウデアリマスカラ、採決致シマス、採決ノ順  
序ヲ申シマス、第一條ヨリ第五條まで別ニ修正ガアリマセヌ、第一條ヨリ第五條まで  
ハ原案ノ通ニナシテ居マスカラ、第一條ヨリ第五條マテヲ採決致シマス、第一條ヨリ第五  
條ニ至ルマテ原案ニ御異議アリマセスカ  
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（杉田定一君） 御異議ナイト認メマス、原案ニ決シマス、第六條ハ削除説が  
出テ居ルヤウデアリマス、是ハ削除説アリマスア、即チ原案ニ就いて決ブ採リマス、第六  
條原案ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數、原案ニ可決セラレマシタ、第七條其他附則ハ原案ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 原案ニ御異議がナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマス、栗原亮一君

〔栗原亮一君登壇〕

○栗原亮一君 明治四十年度豫算追加第一號、特第一號、追第二號豫算外國庫負擔、此二冊ヲ一括シテ豫算審査ノ結果ヲ報告致シマス、栗原亮一君

財源トナツテ居ルモノハ、前年度総入金ノ八百五十九万圓餘ト、千住ノ製紙所ノ益金が

四千八十八圓餘、合セテ八百五十九万圓餘トナルテアリマス、是が歲入ノ財源デアリマ

シテ其歲出ノ重ナルモノハ、在清國公使館ノ新築費、是ハ既定ノ分ニ更ニ二十五万圓

追加ヲ要求致シタノデアリマス、關東都督府ノ特別會計法、是ハ既ニ本院ヲ通過致シ

マシテ、其ノ法律ノ結果トシテ補充金ノ三百万圓ノ要求デアリマス、樺太廳ノ特別會計法、是モ、本院ヲ通過致シマシテ、其結果補充金が六十二万圓餘デアリマス、樺太三裁判所及監獄ヲ設置スルトコロノ經費、是が經常、臨時合セテ二十七万圓餘デアリマス、帝國大學ノ分、及學校圖書館、是ハ例年總豫算ノ出ルトキニ特別會計ノ中ニ出ルノデアリマスケレドモ、今度ハ法律が出來マシテ、追加豫算ノ分ニ各學校ヲ一括シタコロノ經費が盛ツテアリマシテ、其總額が三百九十九万圓餘デアリマス、韓國鐵道ノ特別會計、是モ既ニ法律が出來マシテ、是ハ缺損ヲ補填シナケレバナラズ、ソレガ四十八万五千圓餘デアリマス、是皆多クハ法律ノ結果デアリマシテ、如何トモシ難イノデアリマス、是等ハ原案ノ通確定スベキモノト委員會ニ於テハ決シタノデアリマス、特第一號ノ各特別會計、並ニ追第二號ノ豫算外國庫負擔契約、是ハ大抵今申シタコロノ經費ニ連帶ヲシタモノアリマシテ、此二冊ハ審議ノ末、總テ原案通可決スベキモノト、委員會ニ於テハ決定ヲ致シタノデアリマス、此段報告ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第三、明治四十年度歲入歲出總豫算追加案ヲ議題ニシマス、委員長報告通御異議アリマセヌカ

### 第三 (第一號明治四十年度歲入歲出總豫算追加案)

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程第四、特第一號明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案ヲ議題トシマス、委員長報告通御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程第五、追第一號豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件ヲ議題ト致シマス、委員長報告通御異議アリマセヌカ

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲ス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

### 第五 要スル件

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲ス

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、委員長報告通決シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 吾々ハ刑法改正案委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、其委員ダケハ退席スルコトノ許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 刑法改正案ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマスガ、許シテ差支アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、許スコトニ致シマス、日程第六、裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長報告高木龍藏君

〔高木龍藏君登壇〕

○高木龍藏君 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案委員會ノ結果ヲ御報告致シ

マスル、是ハ岡山地方裁判所管轄内、玉島區裁判所管轄區域、備中國吉備郡水内

村、及下倉村、此二箇村ヲ玉島區裁判所ヨリ割キマシテ、高梁區裁判所ニ屬セシム

ルト云フ案デゴザイマス、是ハ委員會アハ獨重ニ審査ヲ致シマシタガ、此案ハ至當ト認メ

マシテ、尙政府委員ノ意向モ承リマシテゴザイマスガ、政府ニ於テモ既ニ業ニ調査済ミニ

ナツテ居リマシテ、全然此案ニハ賛成ノ意ヲ表セラレマシタ次第デゴザイマス、因テ委員

會ハ満場一致ヲ以チマシテ本案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○福井三郎君 本員ハ、委員長ノ報告三付イテ、チヨット賛成ノ意見ヲ述ベタイデアリマスガ宜シウゴサイマスカ

○議長(杉田定一君) 宜シイ

〔福井三郎君登壇〕

○福井三郎君 是ハ今委員長カラ報告セラレマシタ通ニ、岡山縣ノ吉備郡水内村、下倉村ト云フ、此二箇村が岡山地方裁判所玉島區裁判所ノ管轄區域内ニアル、然ルニ此玉島區裁判所ノ所在地タル玉島町ト、此土地トハ山嶽ヲ隔シテ七八里離レテ居ルノアリマス、然ルニ此所ヨリ川ヲ一ヶ界ヘテ向フガ高梁町ニアリマシテ、其處ニ高梁ノ區

裁判所ガアル、故ニ此兩村ハ高梁區裁判所ニ付イテ居リマスルト、兩方共頗ル便利デ

アルニモ拘ハラズ、僅カ川一ヶ界ヘテ居ル、向フ其村が遠ク山嶽ヲ隔テ七八里モアル

玉島區裁判所ニ付イテ居リマスルノハ、頗ル不便利デアル、故ニ之ヲ變ヘタイト云フノテ

アリマス、ソコテ政府委員モ其然ル所以ヲ認メラレテ、是非サウナケレバナラヌト云フ賛成

ヲ表セラレテ居ルコトデゴザイマス、又請願委員會ニモ同様ノ請願が出マシテ、是モ審査

ノ末、至極尤ノコト、シテ、全會一致ヲ以テ採擇ニ決定ヲ致シテ居ル次第ゴザリマス、而シテ此案ハ本員竝ニ西村丹治郎君、入江武一郎君三人ノ名前ヲ提出ハシテゴザ

イマスルケレドモ、其實ハ岡山縣下ニ於ケル代議士ノ政黨ノ異同ヲ問ハズ、残ラズガ提

出者、若クハ賛成者トナツテ居ル咎ノ法律案テゴザイマス、ドウツ満場一致ヲ以テ御贊

成下サルコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲシマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハア

〔「贊成々々」ノ聲起ル〕

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス

○管原傳君 直ニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレントアリマス

(「贊成タク」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 管原君ノ發議ノ通、直ニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、直ニ一讀會ヲ開キマス、委員長報告通御

通御異議ハアリマセヌカ

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通御

日程第七 戶籍法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告——角田眞平君

第七 戶籍法中改正法律案(小川平吉君)

第一讀會ノ續(委員長)

(角田眞平君登壇)

○角田眞平君 戸籍法改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ一月十五日第一回ノ委員會ヲ開キマシテ、役員選舉ノ後、引續イテ質疑ヲ致シ

手許ヘ配付シテアシ報告書デ分リマスルガ、政府委員ト問答ノ要領ガゴザイマシテ、ソレガ多少必要ナコト、存ジマスカラ、大略申述ベマス、第百六十七條及第百九十七條ニ一及

項ヲ加フルト云フ此案ノ趣意ニ對シテハ、政府ハ解釋上同シ法律ノ第百八十八條、第百九十八條、第百九十九條ノ中ニ、裁判が確定シタル日ヨリアリマスルノヲ、裁判ガ效力ヲ生ジタル日ヨリ、ト斯様ニ解釋ヲ致シテ、疏忽ヲスル途ガ出來マスルト、斯ウ

云フノデ、即チ此途ヲ執リツ、アルカラ、此上ハ尙判然ニ此途ヲ執ルヤウナ方法ヲ講ズルノデアル、ソレハ非訟事件手續法ノ第十八條が參照ニナリマス、右様ナ説明應答ガアリ

マシタ末ニ、然ラバ此百六十七條及第百九十七條ニ一項ヲ加フルト云フコトハ削ラウデハナ

イカ、斯ウ云フ說が出マシタノデ、ソレヲ削ルト致シマスルト、從ダテ第二百九條ノ一及

附則ト云フコトガ此改正法律案ニ載シテ居ルガ、是モ必要ガ無クナル、ソレ故ニ是モ削ル

ト云フコトニ致シテ、サウスル殘ルモノハ第二百條ニ一項ヲ加フルト云フコトハ實ニ數多イコトデアリマス、此第二百條ニ一項ヲ加フルト云フコトハ、政府が同意セラル、カドウアカルカト云フコトヲ

禁止メマシタコロガ、同意致シマス、而モ同意ナサレテモ之ヲ實行スル手續ニ怠リガアッ

テハナリマセヌカラ、其邊ヲ打合セマシタコロガ、一箇條テモ此箇條ハ必要アルカラ、同意ヲ致シテ實行ノ出來ルヤウニ運ヒマセウト云フ答ヲ得マシタノデ、右様ナ次第アリマス

スルカラ、委員會ハ御手許ヘ配付シマシタヤウニ、或箇條ハ總テ之ヲ削リマシテ、一二百

條ニ一項ヲ加フルト云フ箇條ケ存スル、斯ウ云フコトニ修正可決ニ相成リマシタ、此段御報告ヲ申上ゲマス

○議長(杉田定一君) 別段御異論ガナイヤウデアリマスカラ、採決致シマス、本案ニ付

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○管原傳君 直ニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレントアリマス

○議長(杉田定一君) 管原君ノ發議ノ通、直ニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ  
(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——採決致シマス、委員長報告通御

異議ハゴザイマセヌカ

戸籍法中改正法律案

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通可決致シ、是ニテ本案ハ確定致シマシタ——日程第八未成年者飲酒禁止法案第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、根本正君

未成年者飲酒禁止法案(根本正君外三名提出)

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

未成年者飲酒禁止法

第一條 未成年者飲酒類ヲ飲用シタルトキハ五十錢以下ノ科料ニ處ス

飲用ノ爲所持スル酒類及器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收ス

第二條 未成年者ニ對シテ飲酒ヲ勧誘シタル者亦同シ

以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者其ノ飲酒ヲ制止セサルトキハ一圓

又ハ未成年者ニ對シテ飲酒ヲ勧誘シタル者亦同シ

第三條 未成年者タルヲ知リテ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ販賣若ハ給與シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(根本正君登壇)

第一條 未成年者飲酒類ヲ飲用シタルトキハ五十錢以下ノ科料ニ處ス

飲用ノ爲所持スル酒類及器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收ス

第二條 未成年者ニ對シテ飲酒ヲ勧誘シタル者亦同シ

以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者其ノ飲酒ヲ制止セサルトキ

又ハ未成年者ニ對シテ飲酒ヲ勧誘シタル者亦同シ

以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者其ノ飲酒ヲ制止セサルトキハ一圓

又ハ未成年者ニ對シテ飲酒ヲ勧誘シタル者亦同シ

以下ノ科料ニ處ス

ヲ提出シマシタ譯テアリ、之ニ付キマシテ此「アルコホル」ノ如何ニ害ガアルカト云フコトハ、既ニ諸君ノ御承知ノコトデアルカラ、詳シク申上ケマセヌアリマスガ、「アルコホル」ハ御承知ノ通炭酸瓦斯ヲ含シテ居ラテ、即チ此身體ノ組織サレテ居ルノハ即チ細胞纖維アル、此細胞ト云フモノハ丁度卵ノ白身ノヤウナモノナクテ、實ニ無色明透ナモ

ノテアル、然ルニ此アルコホルヲ入レマスルト云フト——卵ノ白身ニアルコホルヲ入レマスルト云フト、直グニ因マツテシマフ、其通ニ吾ノ身體、殊ニ青年ノ未タ熟セザルトコロノ身體ニ入レマスルト、其身體ト云フモノハ即チ固マツテシマフ、即チ動キが付カヌヤ

ウニナル、ソレガタメニ判断力失フノミナラズアス、遠キ故郷ヨリ送ラレテ居ルトコロノ其學費ト云フモノナセヌ、使フベカラザルトコロニ使フヤウニナクテ、失敗ヲ來スコトデアリマスカラ、ドウカ是ハ委員ニ御付託ニナツテ慎重ノ御調査ニナツテ、御可決アランコトヲ希望致シマス

(「贊成イタ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 小河源一君——小河源一君  
(「居リマセヌ」ト呼フ者アリ)

○管原傳君 是ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス  
○議長(杉田定一君) 管原君ノ發議ノ通、九名ノ委員、議長指名ト云フニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
(「贊成イタ」ト呼フ者アリ)

○内藤利八君 委員ヲ設ケル必要ハアリマセヌ、反對シマス  
○議長(杉田定一君) 日程第九……

○議長(杉田定一君) サウ決シマシタ  
(「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ)

○管原傳君 是ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス  
○議長(杉田定一君) 管原君ノ發議ノ通、九名ノ委員、議長指名ト云フニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
(「贊成イタ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 委員付託ニ異議ナシト云フコトデアリマシタ  
○議長(杉田定一君) 「異議ガアリマス」反對ヲ表明シテ居リマス「ト呼フ者アリ」  
○議長(杉田定一君) 改メテ決ヲ採リマス、管原君發議ノ通、議長指名九名ノ委員ニ付託スルト云フニ、御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

(「少數々々」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 多數ト認メマス  
(「少數々々」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 異議ノ申立ニ定規ノ贊成ガアリマスカ  
起立者  
(笑聲起ル)

(「少數々々」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 定規ノ贊成ガアルト認メマス——氏名點呼ヲ以テ採決致シマス——閉鎖

○議長(杉田定一君) 異議ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
(笑聲起ル)

○議長(杉田定一君) 委員付託ニ贊成ノ御方ハ贊成、委員付託ニ反對ノ御方ハ反対、分リマシタカ  
○議長(杉田定一君) 委員付託ニ贊成ノ御方ハ贊成ト仰シヤイ、委員付託ニ反対ノ御方ハ反対ト仰シヤイ

(書記氏名ヲ點呼シ寺田書記官可否ヲ應呼ス)

○議長(杉田定一君) 關信之介君、チヨット御尋ブシマスガ、アナタノ答ハ可トモ否トモ聽エマセナシダガ、ドチラノ方デアリマス、又ハ可否ノ數ニ御入りニナラヌノテアリマスカ

○關信之介君 私ハ贊成デス  
○議長(杉田定一君) 黙呼漏ハアリマセヌカ——開鎮——默呼ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致シマス

(林田書記官長朗讀)

出席總員 百六十五  
可トスル者 八十九  
否トスル者 七十六

(拍手起ル)

百六十五

○議長(杉田定一君) 委員附託ガ多數アリマス、委員附託ニ決シマシタ、日程第

九、渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律案中改正法律案第一讀會、議案期讀

(書記朗讀)

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中左ノ通改正ス  
第一條中「田畠」ノ下ニ「宅地山林原野沼池」ヲ加フ

(武藤金吉君登壇)

第一讀會  
第一讀會

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中左ノ通改正ス  
第一條中「田畠」ノ下ニ「宅地山林原野沼池」ヲ加フ

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 本案ハ鑛毒問題ノ中ノ極々簡單ナ問題デゴザイマシテ、此明治三十七年法案第十六號ノ此田畠ノ下ニ宅地、山林、原野、沼池ト云フモノヲ加ヘルト云

フ改正案デゴザイマシテ、ドウカ是ハ諸君ノ即チ國論ノ——國民ノ涙ヲ以テ、一つ解決ヲシテ載キタイト云フ事柄デゴザイマスカラシテ、詳シイコトハ委員付託ノ上、委員會ニ於テ説明ヲ致ス積リデゴザイマスルガ、概要ダケチヨフト一言申シテ置キマス、栃木縣ノ足利郡、安蘇郡、下都賀郡、群馬縣ノ山田郡、新田郡、邑樂郡、茨城縣ノ猿島郡、埼玉縣ノ北埼玉郡ニ於ケル田畠ニシテ、銅分ノタメ——足尾銅山ノ鑛毒ニ依リマシテ、土壤ノ變質シタルモノハ本法ニ依リテ、地價ヲ修正スル、此目的ハ負擔ノ公平ヲ圖ルガタメニ此法律ト云フモノハ皆ヘラレテ居ル、其間ニ立チマシテ宅地、山林、原野、池沼ト云フモノガ入ジテ居リマセヌ、ソレデ昨年モ當議會ニ於キマシテ満場一致ノ議決ヲ經マシテ、貴族院ニ回リマシテ遂ニ會期盡キマシタメニ、貴族院ノ方ハ通過ヲ致シマセヌテアリマシタ、是ハ宅地マテモト云フ譯デハアリマセヌ、ソレデ此調查等モ當局ニ於テ——政

府ニ於テ調べマシタ結果デハ極く僅少ノ部分デゴザイマス、ドウカ是ハ詳シイコトヲ申上

グルノモ却テ御邪魔アリマスカラ、委員會ニ於テ詳シイ説明ヲ致シマシテ、速記録デ御覽ヲ願フ方ガ宜イト思ヒマスカラ、宜シク委員ニ付託セラレントヲ希望致シマス

○管原傳君 本案ハ相當ノ調査ヲ要スル議案ト思ヒマスカラ、議長指名九名ノ委員

ニ附託セラレントヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 計長君發議ノ通議長指名九名ノ委員

異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、菅原君發議ノ通決シマシタ、日程第十一、明治三十四年法律第三十九號中改正法律案第一讀會、議案期讀

第十 印紙稅法中改正法律案(佐竹作太郎君外九名) 第一讀會

印紙稅法中改正法律案

印紙稅法中左ノ通改正ス

第三條 約束手形ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高ニ應シ左ノ印紙稅ヲ納

ムヘシ

金高千圓以下ノモノ	印紙稅	五 錢
金高五千圓以下ノモノ	印紙稅	十 錢
金高一万圓以下ノモノ	印紙稅	二十錢
金高二萬圓以下ノモノ	印紙稅	五十錢
金高三萬圓以下ノモノ	印紙稅	一 圓
金高五萬圓以下ノモノ	印紙稅	二 圓
金高十萬圓以下ノモノ	印紙稅	四 圓
金高十萬圓ヲ超ニルモノ	印紙稅	七 圓

第四條中「一 約束手形 印紙稅二錢ヲ削ル

附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○議長(杉田定一君) 佐竹作太郎君

(佐竹作太郎君登壇)

○佐竹作太郎君 私ハ本案提出者ノ一人ト致シマシテ、本案提出ノ理由ヲ説明ヲ

致シタリ思フノアリマス、小切手ノ課稅ハ信用取引ノ發展ヲ阻害スル最モ甚シキモノ

ノアリマスルが故ニ、宜シク之ヲ免除シタリト云フノガ本案提出ノ主眼デゴザイマス、非常特別稅トシテ賦課セラレタノハ萬已ムヲ得ヌノアリマスルガ、之ヲ今後ニ存續致シマスルト云フコトハ戰後經濟發展ノ途ニ應ズルコトノ不都合ナルモノト思ヒマス、然レドモ

此戰後ノ財政多端ナルトキニ際シマシテ縱令少額ト雖モ國庫ノ收入ヲ減ズルト云フコトハ、努メテ之ハ又避ケネハナラヌノアリマスカラ、本案ニ於キマシテ小切手稅ヲ免除スル

ト同時ニ、約束手形ノ稅率ヲ若干引上ゲマシテ、彼レニ失フ所ヲ是ニ補足シタリト思フ

ノアリマス、而シテ約束手形ノ増稅モ亦普通證書ノ印紙稅ニ比較致シマスレバ、決シテ其六增率ニハナラヌト思フノアリマス、ソレ故ニ一方ニ減シマシテ、一方ニ補フコトが爲シ得ラレマスレバ、國庫ノ收入ニ於キマシテモ、別ニ損失ガナイト思フノアリマスル、ソレ等ノ理由ニ依リマシテ本案ヲ提出致シタノアリマス、尙此等切手稅ヲ實施サレマシタ以來、國民が不便不利ヲ感シテ居リマシタコトハ實ニ枚舉ニ違ナインテアリマスが、是等ノコトハ既ニ諸君ガ御熟知ノコト、思ヒマスルが故ニ茲ニ、諱シク贅辯ヲ費シマセヌ、ドウカ以上述べマシタ次第アリマスカラ、満場諸君ノ御賛成ヲ仰ギタイノアリマス

○菅原傳君 議長指名九名ノ委員會付託セラレントコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 菅原君發議ノ通、議長指名九名ノ委員會付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、其通決シマシタ、日程第十一、明治三十四年法律第三十九號中改正法律案第一讀會、議案期讀

第十一 明治三十四年法律第三十九號中改正法律案(菅原傳君外六名提出) 第一讀會

明治三十四年法律第三十九號中改正法律案

但シ強制競賣又ハ競賣法ニ依ル競賣ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

函壽岩宗增上檜根鉢浦室河蘭西知毛谷川山都館内各支廳管内一人

各支廳管内一人

各支廳管内一人

各支廳管内一人

路走各支廳管内一人

### 末項ヲ削ル

附則

○本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス  
○議長(杉田定一君) 横田虎彦君

(横田虎彦君登壇)

○横田虎彦君 本案提出ノ理由ヲ一言致シマス、明治三十二年ニ現行ノ衆議院議員選舉法ヲ改正シマシテヨリ、既ニ八箇年ノ星霜ヲ經ルノアリマス、其間ニ我國ノ總テノ文物ノ進歩發達ト云フモノハ實ニ驚クベキ程ニアリマスル、從シテ諸般ノ制度法律ハ此國勢ノ進歩ニ伴ウテ、ソレドモ改正ヲセラレルノデゴザリマスルガ、就中此衆議院議員選舉法ノ如キハ、最モ此時勢ニ伴ウテ改正ヲ要スベキトコロノ重ナル法律ノ一ツアル思フノアリマス、今本員が特ニ北海道ノ議員數ニ於キマシテ改正ヲ要スルモノト認メテ提出ヲ致シマシタル理由ハ、北海道ハ御承知ノ如ク近年非常ナル進歩ヲ致シタノアリマスル、人口ノ如キモ明治三十二年ニ此現行ノ衆議院議員選舉法ヲ改正致シマシタル際ハ、八十五万三千二百四十八ト云フ數ニ過ギナカツタノアリマスルガ、明治二十八年度末ノ調ニ據リマスルト、一百十九万二千三百九十四人ト云フ多數ニ達シタノアリマスルデ、現行ノ衆議院議員選舉法ニ規定シテアリマスルトコロノ人員ノ割出ハ、全國ヲ通ジマシテ約ツ十二万四五千ノ程度ニ於キマシテ其人員が割出サレテ居ルト思フノアリマス、尤モ市ノ如キハ僅ニ一万以上三万ノ人口ヲ以テ一人ノ議員ヲ選出ラスト云フヤウナル規定ニナシテ居ル、故ニ北海道ノ如キモ現在小樽區、函館區、札幌區ノ二區ヲ除キマシタル他ノ支廳ノ管内ニ於テ選出ヲ致シマスルトコロノ數ヲ合セテ、六人ト云フコトニ致シタルハ、一般ノ人口ノ比例ヨリ割出シマシタルタメニ、甚シク其程度ヲ少ナク致シテ居ルノアリマスル、是が即チ此人口ノ激増ト云フコトガ本案ヲ提出致シマントコロノ第一ノ理由アリマス、併ナガラ衆議院議員ハ、獨リ人口ニノミ據ルト云フコトハ固ヨリ其當ヲ得タモノデハナカラウト思フ、他ノ事柄ニ據シテモ自然現行法ノ人員ノ割出ノ標準ヲ取テアルモノト信ズルノアリマスル、即チ第二ハ此地域アリマス、御承知ノ如ク北海道ハ六千方里ニ亘ルトコロノ一大區域ゴザイマシテ、九州ニ四國ヲ合セ

マシタホドノ大キサノ土地アリマス、然ラバ是等ノ區域ノ上カラ見マシテモ、今日ノ北海道ノ總テノ進歩ニ伴ウテハ相當ノ人員ヲ增加ヲスルト云フコトハ、最モ理由ノアルコトアルト信ズルノアリマス、其ニハ即チ國富ノ増進アル、北海道ハ今日ハ水陸ノ物產ノ價額ト云フモノガ約ツ五千万圓ニ達シテ居リマシテ、貿易上ノ價額ヲ算シマスレバ一億圓ト云フ價額ニ上ツテ居ル從ツテ彼ノ三區ヲ除キマシタルトコロノ、各支廳ノ所在地ノ如キハ現在ノ有様ニ微シマスルト、此所數年ヲ經チマスレバ他ノ内地ノ各市ト殆ド其趣ヲ同一ニ致シマシテ、各支廳所在地ノ各市街ハ數年後ニハ全ク獨立ヲシテ、一人ノ議員ヲ選出ヲシテ、代表ヲセシメント云フ有様ニ向ツテ發達ヲスルモノト認メルノアリマス、即チ人口ノ激増、地域ノ廣大ナルコト、北海道ノ富ノ總テノ產業等が非常ニ發達ヲ致シタリ云フ此三點ニ於キマシテ、茲ニ從來ノ人員ヲ増シテ三人ヲ增加スルト云フコトハ、最モ必要ナルコトデアルト信ズルノアリマス、尤モ今日ノ選舉規定ニ據リマスレバ、少ナクモ十年間ハ人員等ノ増加ニ付イテノ修正ハシナイト云フ未項が定メラレテアリマスルケドモ、此選舉法ヲ改正ヲ致シマシテヨリ今日ニ瓦ル此數年間ハ、我國ニ於キマシテ未曾有ノ諸般ノ事柄が進歩發達ヲ致シマシタ次第ニアシテ、此制定ノ時代ニ於キマシテハ斯クマデモ本邦ノ發達が速度ヲ以テ進ムト云フコトハ、寧口豫期ヲ致シテ居ラナカツタデハナカラウカト云フ感シガアル、從ツテ今日ノ時勢ハ既ニ以上述べマシタル通ト致シマスレバ、此時勢ニ應シテ茲ニ改正ヲ要スルト云フコトハ、最モ必要ニアラウト思フ、即チ是等ノ理由カラ今日モ現ニニニノ衆議院議員選舉法ノ改正案が、提出ヲセラレテ、今當ニ審議中ニアリマスカラ、宜シク本員提出ノ案ニ於キマシテモ、御審査ノ上御採用ヲ願フコトニ致シタノアリマス、唯此各區畫ノ如キハ甚ダ他ノ區域トハ異ナリマシテ、人口ノ關係、地理ノ關係、其他ノ上カラ申シマシテ固ヨリ本員ノ提出ノ案が完全ナリト云フコトハ寧ロ自分モ主張ハ致サナイ、唯要ハ北海道全體ノ形勢ニ鑑ミマシテ、相當ノ人員ヲ増スト云フコトハ、本員ノ主張ノ主眼アリマスル、宜シク是等ノ點ニ付キマシテハ御審査ノ上御決定アランコトヲ希望致シマス

○菅原傳君 本案ハ先キニ議長ヨリ衆議院議員選舉法改正法律案審査ノタメニ指名セレタ委員ガアリマス、其同ニ委員ニ付託シテ審査サレンコトヲ望ミマス  
(「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 菅原君發議ノ通、曩ニ衆議院議員選舉法改正法律案ニ付イテ、指名ニナシテ居マスル其委員ニ本案ヲ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認メテ其通決シマス、日程第十二、「ローマ」字普及ニ關スル建議案、委員長報告、江原素六君

○江原素六君(江原素六君登壇)  
第十三 外三名提出  
ローマ字普及ニ關スル建議案(松本君平君)(委員長報告)

○江原素六君 諸君、此案ハ極メテ簡單ナ案アゴザイマスルガ、又極メテ必要ナ案アゴザイマスノテス、之ニ反對スル御方ハ一人モ我議院ノ中ニハアルマイト思テ居ルノア

リマス（「ノウ」）ナゼナラバ、明治四十一年ヨリハ義務教育ハ六年ニナリマスノデス、ノアリマス、或者ハ高等女學校、或ハ中學校、及同等ノ程度ノ學校ヘ這入ルノガラバ、ドウデゴザイマスカ、諸君ノ御子息方が六年小學校ニ御出デナサル間ニ、少シモ「エー、ビー、シー」ヲ知ラナイデ、高等女學校ヘ入ッテモ、中學校ヘ入ッテモ、何處へ入ッテモ、新規ニ初メ「エー、ビー、シー」ヲ覺ヘルト云フヤウナコトデハ、ドノ位教育ニ不便ヲ感ズルテゴザイマセウカ、又ドノ位知識ノ發達ヲ害スルノアリマセウカ、ソレ故ニ文部省ニハ義務教育ヲ六年ニスルニ拘ラズ、一切ノ外國語ヲ禁ジテアルノアリマス、而シテ社會ハ或ハ汽車ノ給仕ニナリマシテモ、汽船ノ「キヤビンボーエ」ニナリマシテモ、何處へ往クテモ「ローマ」字ヲ以テ書イタル、「ツランク」モアリマスレバ、道具モアリマス、然ルニ義務教育六年ノ間ニ、少シモ外國ノ文字ヲ讀マセルコトが出來ナイト云フコトハ、諸君ノ子供ノタメニモ、極メテ不便デアルノデス、故ニ政府ニ於キマシテハ、相當ノ方法ヲ以テ此義務教育六年間ノ間ニ「エー、ビー、シー」ヲ以テ綴ツタモノヲ讀メルヤウニスルコトデアリマスル、誠ニ是ハ大事ナ問題アリマスルカラ、滿場一致ヲ以テ御賛成ヲ願フノアリマステ、委員會モ其通デアッタノアリマス

○議長（杉田定一君） 小川平吉君

（小川平吉君登壇）

○小川平吉君 私ノ平素敬愛致シマスルトコロノ、松本君ノ提案ニ對シマシテ反対ノ演説ヲシマスルノハ、甚ダ遺憾トスルトコロデゴザイマス、抑、此「ローマ」字ト云フコトヘ、近頃大分世間ノ問題トナシテ居リマスルガ、之ヲ小學校ノ教科ニ入レヤウト云フコトデアリマスルカラシテ、之ニハ私ハ反対スルノデゴザイマス、何故ニ反対フスルカト申シマスノアルト云フ性質ヲ、誠ニ能ク言現ハシテアル、是ニ何ト書イテアルカト申シマスレバ、小學校ノ性質ト云フモノガ今日此ノ如キ教科ヲ加ヘルベキ性質ノモノデナイト云フノガ、私ノ反対スル論據アゴザイマス、小學校ノ性質ヲ最モ能ク言現ハシテ居ルモノハ小學校令第一條ニアリマス、此小學校令第一條ニハ、小學校ト云フモノハ、ドウ云フモノアルト云フ性質ヲ、誠ニ能ク言現ハシテアル、是ニ何ト書イテアルカト申シマスレバ、斯様ニ書イテアル、「小學校ヘ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルニアリ」と斯様ニ書イテアル、諸君、是ガ必須デゴザイマスルカ、「ローマ」字ト云フモノガ今日生活ニ必須デアリマスルカ、成程委員長ノ報告ニハ其邊ノ「ツランク」ナドニ書イテアル、又提出者ノ演説ヲ讀ンデ見マスルト、車夫ノ法被ニモ「ローマ」字ヲ使テ居ルトカ、何トカ云フコトヲ言ヒマスルケレドモ、成程車夫ノ法被ニモ使ッテアリマセウ、「ツランク」ニモ「ローマ」字ハ書イテアルカト申シマスレバ、ウ、ケレドモ是等ノ數ハ果シテドノ位アルト云フコトヲ、諸君ニ其數ヲ勘定シテ貰ヒタイノデアル、ドノ位ニ是が全國ニ通ジテ、ドノ位「ローマ」字ガ擴ガツテ居ルカト云フ分量ヲ勘定シテ見ナケレバナラズ、成程諸君ハ無論上流ノ人デゴザイマスルカラシテ、「ローマ」字ニ接スル人モ多イデゴザイマセウガ、全國ノ子弟ト云フモノハ、諸君ノ數ヨリモ數百千倍モアルテアリマス、其數ガ——此幾十万人ノ全國ノ兒童、全國ノ父兄ノ目ニ「ローマ」字

ハドレ程映サテ居ル、「ローマ」字ハドレ行ハレテ居ルカ、斯様ナコトハ統計學者ヲ俟タズシテ、直ニ判斷スルコトガ出來ルノデアル、又諸君、委員長ノ報告ニ依シテ見マスルト云フト、「ローマ」字ハ高等ノ學科ヲ修メルニ付イテ子供ノ中カラ教ヘテ置ク必要ガアル、斯ウ云フコトガ書イテアル、成程必要デゴザイマセウ、中學へ入ルトカ、高等學校へ入ル君デハナリ、如何ニ提出者ト雖モ此高等ノ學科ヲ修メル者ト云フモノハ、尋常小學ヲ終ジテ高等ノ學問ヲ修メルトコロノ人間ガドレ位アル、全國兒童ノ中、幾割ト云フモノガ高等ノ學科ヲ修メルモノデアルト云フコトヲ考ヘテ見テ貴ヒタイ、是ハ如何ニ諸君ト雖モ、諸トハ、諸君ドウシテモ認メナケレバナラヌデアラウト思フ「ノウ」是ガ多數デアルト云フ人ガアルナラバ、恐ラク算盤ノ加減乘除モ知ラナイ人デアラウト思フ、統計表ヲ見テ見レバ直グ分ル、況ヤ知識ノ多キ奥野君ノ如キ人達ニ分ラヌコトハナリ、勘定シテ御覽ナサイ、全國ノ兒童ハ數十萬アル、其數十万ノ中デ高等ノ學科ヲ修メル者ハ甚ダ少數デアル、此少數ノ人ニ必要デアリ、少數ノ人ノ間ニ行ハレテ居ルトコロノ事柄ガ、何デ全國ノ兒童ノタメニ必須ナル知識デアルカ、一向必要デモ何モナイ、一向普通デモ何デモナイ、必要デモ普通デモナイモノヲ義務教育トシテ、小學ノ兒童ニ向シテ、サマデ必要モナイトコロノ一部ノ新知識ノ諸君ノ間ニハ行ハレテ居ル、全國ニハ普通行ハレテ居ラナイ、高等ノ學科ヲ修メルトコロノ子弟ニハ必要デアルガ、一般ノ者ニハ今日ノ生活上必要デナイ、斯様ナ「ローマ」字ヲ持ツテ往シテ、小學校ノ教科トシテ法律ヲ以テ強制フシテ、之ヲ教ヘヤウト云フコトハ、實ニ此全國ノ兒童ニ對シテ甚ダ私ハ殘酷ナルコトデアルト考ヘマス、一部少數ノ諸君ノ子弟ノ如キハ、宅デ御教ヘニナレバ澤山ニアル、諸君ノ子弟ニ便利ヲ與ヘンガタメニ、數十万人ノ田舎ノ學校ノ子供ニマテ法律デ義務トシテ教育ヲ強ユル、此義務教育ニ向シテ不必要ナル學科ヲ授クルト云フコトハ、餘程考ヘナケレバナラヌコトデ有ルト私ハ考ヘマス、此點ヲ考ヘシテ御贊成ノ諸君ガ、是ハ宜シイ」レガ毎日目ニ觸レテ居ルカラ普通デアラウ、諸君ノ目ニハ普通デアリマセウ、又必要デモザイマセウガ、此少數者ノタメニ數多ノ兒童ニ法令ヲ以テ不必要ナルモノヲ課スルト云フコトハ、ソレハ甚シキ誤デアルト考ヘルノデアリマス、本案ノ利害ノ如キハ甚ダ明白デアル、數字ノ分ルモノニハ直グニ分リマス、ドレ程必要ガアル、ドレ程日本ニ普通デアル、斯様ナ「ローマ」字ハ今日日本ノ社會ニハ成立デ居ラヌ、一部ノ新知識ノ人ナル分子ヲ含シテ居ルト考ヘマス、此速記録ヲ見マスト云フ「ローマ」字ヲ加ヘルト、前ナイト思フノデアル、誠ニ簡単ナ案デゴザイマスカラ、直ニ否決セラレントコトヲ望ミマス、殊ニ私ハ終リニ臨シテ一言致シマス、本案提出者ノ說ヲ讀シテ見マスト、甚ダ本案ハ危險ノ間ニハアリマセウケレドモ、日本ト云フモノ、眼カラ見マスレバ、「ローマ」字ハ成立デ居ラニトニ國字改良ノ上ニ便利ヲ與ヘルト云フコトガ速記録ニ書イテゴザイマス、國字改良ノ上ニ便利ヲ與ヘルト云フヤウナ趣意ガ、本案ノ中ニ少シテモ含シテ居ルト云フコトニナリ

マスレバ、吾ニ全國ノ兒童ニ不必要ノ學科ヲ課スルノ害ガアルバカリデナク、前途甚ダ恐ルベキトコロノ危險ナル分子ヲ合シテ含ムモノト見テ宜シト思ヒマスカラ、此事モ併セテ諸君ノ御注意ヲ促シテ置キマス

○松本君平君 議長  
○講長(杉田定一君) 柯デス

○松本君平君 譚明デス

〔「ヤリ給ヘヤリ給ヘ」ト呼フ者アリ〕

〔松本君平君登壇〕

○松本君平君 瞳今我敬愛スルトコロノ、小川君——小川代議士ヨリ本員ノ提出シタルトコロノ、此案ニ付イテ反対ノ意見ヲ承タコトハ甚ダ哀シムトコロデアツテ、又小川君ノ如キ新ラシキ學問——新ラシキ教育ヲ受ケタコロノ此御方ヨリ斯ル御反対ヲ受ケルト云フコトハ、誠ニ痛歎ニ堪ヘナイトコロデアリマス、私ハ小川君ノ反駁ニ對シテ辯明ヲ致スノデアリマス、小川君ガ私ノ提出シタル——提出者ノ議論ニ付イテ或意味ニ於テ、誤解ヲナサレテ居ルト云フコトニ付イテ一言辯明ヲシタイト恩ノデアリマス、小川君ハ「ローマ」字ハ不必要デアル、必要ナルモノヲ擇ヘルトコロデアルカラ、「ローマ」字ノ如キモノハ極メテ不必要ナルモノデアルト申サレマシタガ、是ハ質明ナル諸君ノ御判斷ニ任カスコトデアツテ、今日ノ時勢ガ「ローマ」字が果シテ不必要デアルカ、又必要デアルカト云フコトハ、既ニ私ノ申スマテモナイトコトデアツテ、小川君自身モ既ニモウ必要デアラウ、不必要デハナイト云フコトハ御認メニナツテ居ルコトデアルカラト竊ニ胸中ニ推測致スノデアリマス、又此小學教育ニ於テ義務年限ニ入レルト云フコトハ、少數ノ人ノタメニ壓迫ラシテヤルノデアルト云フコトヲ申サレマシタケレドモ、決シテ少數ノ人デナイ、高等ノ學科ヲ受ケル人ハ成程國民ノ全體カラ申シマスレバ、少數デアルカモ知レヌ、併ナガラ此少數ナル故ニ高等ノ教育ヲ受ケル人が少數ナル故ニ「ローマ」字ヲ小學教育ニ入レテ願ヒタイ、假名ノ如ク、漢字ヲ學ブガ如クニ、「ローマ」字モ其仲間入ニシテ教育ノ一科ニ入レテ研究セタイト云フノガ、即チ多數ノ人民ガ高等教育ヲ受ケルコトが出來ナイカラ、此多數ノ兒童ヲシテ簡易ナル「ローマ」字ヲ學バセルト云フコトガ、甚ダ大切ナルコトデアルト思フノデアリマス、又小川君ハ私ガ國字改良ト云フ危險ナル分子ヲ含シテ此案ガ居ルト云フコトヲ云フタガ如クニ御話ニナツテ居ルケレドモ、ソレハ私ノ演説ヲ能ク御覽下サレマスレバ、決シテ國字改良ト云フ意味ニ付イテハ繰返シく、決シテ此問題ガ國字改良ニ抵觸スル問題デモナケレバ、又一言タリトモ國字改良ヲスルト云フコトヲ申シタノテハナイノデアリマス、即チ今ノ時勢ニ依シテ「ローマ」字ガ大切デアル、又此「ローマ」字ナルモノハ極メテ簡易デ右シテ、平民的テ社會的アラユル點ニ於テ最モ大切ナルモノデアルカラ、而モ其事之ニ伴フコトコロニ續リノ規則ヲ學べバ、宇宙萬有ノモノガ書得ル思想ヲ通ジ得ルト云フ、其便利ナル點ニ於テハ甚ダ大切デアツテ、之ヲ學シテ居タ既ニハ兒童——多數ノ子供ト云フモノハ非常ナ便利ヲ得ルコトガ出来ルト云フコトノ意味ニアツテ、決シテ國家ヲ改

良スルノ、又ハ現時ノ假名ヲ廢スルノ、或ハいろはヲ變ヘルト云フヤウナ考デハナクシテ、諸君ノ御注意ヲ促シテ置キマス  
○議長(杉田定一君) 柯デス

〔「採決々々」又ハ「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 採決シマス、委員長報告通り可決セラレマシタ、日程第十四、商科大學設立ニ關スル建議案——根本正君

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數デアリマス、委員長報告通り可決セラレマシタ、日程第十四、商科大學設立ニ關スル建議案——根本正君

#### 第十四 商科大學設立ニ關スル建議案(根本正君) (委員長報告)

(根本正君登壇)

○根本正君 商科大學設立ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ニ付キマシテハ政府委員ノ出席ヲ求メテ演説ニ調査致シマシタ、今日ノ場合世界ノ進歩ニ從ツテ商科大學ヲ設立スルト云フコトハ、最モ必要ナモノデアルト云フコトニナリマシテ、委員會ハ満場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、尤モ是付キマシテ費用ノ點ナドモ質問シテ見マシタガ、假ニ今日アルトコロノ高等商業學校ヲ此建議案ノ趣意ニ基シテ改造ラスル場合ニ至リマシテモ、格別ニ費用ニハ關係ノナイヤウニ文部省ノ當局者モ返答サレマシテ、又此問題ニ付キマシテハ文部省モ目下調査中デアルト云フコトデ、贊成ノ意ヲ表セラレマシタコトデアリマスカラ、是モ附加ヘテ御報告致シマス(「採決々々」ト呼フ者アリ)チヨット是デ委員長ノ報告ハ終リマシタガ(モウ宜シ、分カツタ)「ト呼フ者アリ」ドウカ此法案ハ各派ヨリ出サレタ案デアリマシテ、尤モ此事ニ付キマシテハ江原君が深ク調查サレタコトデアル、チヨット進歩黨ノ諸君ニ念ノタメニ申上ゲタイコトモアル、是ハ各派ヨリ即チ吾ニミナラズ、猶興會カラハ加瀬君、又大同派カラハ山根君が出て居リマス、進歩黨ヨリモ提出者ニ願フ積リテアリマシテ、探シマシタコロガ、誠ニ私ノ敬愛スルトコロノ星松二郎君へ逝去セラレ、又波多野博三郎君モ逝去セラレ、實ニ今日私ハ悲シテ居ルモノデアリマス、故ニ河井重藏君ニハ即チ提出者ヲ願ヒマシタケレドモ、贊成ヲスルト云フコトニナツテ贊成ヲセラレマシタカラシテ、進一步黨諸君ハ先刻未成年禁酒法案ニ反対サレタヤウナ黨派心ヲ持タズ、教育ノコトハ國家問題デアリマスカラ、演場一致ヲ以テ御贊成アランコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、委員長報告通御異議アリマセヌガ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、委員長報告通決シマシタ、次ニ日程第十一、日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案、議案明讀

第十五 日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案(早速整爾君外一  
名提出)

(書記朗讀)

日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案

日韓兩國通商ノ利便ヲ圖リテ經濟上ノ一大發展ヲ盡スルハ刻下ノ急務タリ而シテ又韓國指導ノ任ヲ完クスルニ於テ缺クヘカラサルノ要道トス。兩國ノ通商ハ年次大ニ増進セルヲ見ルト雖其ノ間關稅制度ノ存スルアリテ經濟共通ノ一大障壁ヲ築キ通商ノ不便勘カラス從テ韓國經營ノ途ヲ妨クルコト大ナリ

政府ハ相當ノ施設ヲ爲シ在來ノ關稅制度ヲ撤廢シ依リテ以テ經濟上ノ一大發展ヲ策セムコトヲ望ム

右建議ス

(早速整爾君登壇)

○早速整爾君 諸君、私ハ極メテ簡單ニ本建議案提出ノ理由ヲ説明致シマス、申スマデモナク帝國ノ韓國ニ對スル經營ノ責任ハ、固ヨリ重大デアリマスルガ、其最モ必要ト致ストコロハ、韓國ノ富源ヲ開發致シテ其經濟上ノ一大發展ヲ圖ルニアルコトデゴザイマス、是ハ彼我兩國ノタメ利害ノ關係ヲニスル問題デゴザイマスカラ、今保護國トナツテ居リマス韓國ニ對スル日本ノ指揮監督ノ責任ノ上カラ申シマシテモ、免ニ角此經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フコトハ、十分ニ我帝國ノ天職ト致シテ力ヲ致サナケレバナラヌコトト考ヘテ居リマス、是ニ於テカ統監府ニ於キマシテモ韓國ノ實業獎勵ト云フコトデハ、イロノ力ヲ盡サレテ居リマスシ、又韓國ノ政府自ラモ實業獎勵ト云フコトニ對シマシテハ、今日ハ巨額ノ金マデモ費シテ、此富源開發ニ從事致シテ居ル、唯爰ニ吾ミ共ノ遺憾ニ堪ヘマセヌハ、斯様ニ此經濟上ノ發展ヲ圖ラケレバナラナイト云フ時期ニ際シナガラ、日本ト韓國ノ間ニ經濟上ノ一大障壁ガ築カレシテ居ル、即チ經濟上ノ一大障壁が存在シテ居ル、此關門が存在シテ居リマス、殆ド韓國ノ事業ト云フヲ缺キマシテ、通商貿易ノ上ニ非常ナル不便ヲ感ズルト云フ現況ニ陷リテ居ルノデアル、今ヤ本邦ノ事業ニ從事スル者が多數韓國ニ渡航致シマシテ、韓國富源ノ開發ニ從事關門ガ存在シテ居ル、尙此上トモ本邦人ハ澤山韓國ニ移住シ、韓國ニ渡航致シテ韓國ノ經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フコトニナシテ居リマス、斯ノ如ク實業ノ模様ニ於キ此事業ノ經營ト云フモノヲ致シテ居ル、言換ヘテ見レバ韓國ノ實業ハ本邦人ノ多數ニ依リテ經營セラレテ居ルニ拘ラズ、其間ニ一ツノ關門ガアル、一ツノ障壁ガ築カレテ居ルト云フコトハ、實ニ吾ミノ遺憾トスベキトコロデハゴザイマセカ、折角本邦人ガ澤山ニ韓

國ヘ移住シ、韓國ニ渡航ヲ致シテ、イロノナ事業ニ從事シテ、經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フコトニ力ヲ致シテ居リマスケレドモ、一ツノ此經濟上ノ關門ガアルタメ、通商貿易上ノ自由ヲ得ルコトが出來ナリ、韓國デ農業ニ從事シテ澤山ノ金ヲ掛ケテ、澤山ノ地所ヲ求メテイロノ農產物ヲ作出スケレドモ、一ツノ關稅アルガタメ其農業上ノ利益ト云フモノハ一部分ハ皆殺ガレテシマフ、又本邦人が韓國ニ向シテ商品ヲ輸出シヤウト思フテモ、關稅ノ制度が存シテ居ルガタメ、此通商貿易ノ上ニハ非常ナル妨害ヲ受ケテ、思フニ、韓國ニ於テ事業ヲスル者モ本邦カラ商品ヲ韓國ニ輸出致サウト思フ者モ、共ニ非常因難ニ陥ル、諸君、御承知ノ通此關稅ノ存スルタメニ韓國ノ農事ニ從事スル本邦人ノ如キハ、今日デハ非常ナル困難ニ陥リテ、折角米ヲ作ッテモ其他ノモノヲ造リマシテモ、關稅ノ存スルタメニ非常ナル不利益ニ陥ラテ居ルト云フコトハ實ニ明白ナル事實デゴザイマス、經濟上デハ殆ド同一ノ利害同心一體トモ云フベキ國柄デアリナガラ、此關門ノタメニ非常ナル事業上ノ妨害トナリ、經濟上ノ發展ノ妨トナシテ而シテ事業家が非常ニ困難ヲ致シテ居ルト云フコトハ、實ニ誠ニ馬鹿ラシイ話ノ如クニ考ヘラレルノテゴザイス、是テハ韓國ノ富源ノ開發、經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フコトモ、統監府が非常ニ獎勵セラレ、韓國政府が非常ニ金ヲ掛ケテモ、免ニ角關稅ノタメ其政策が矛盾トナシテ、全經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フ目的ヲ達スルコトハ非常ニ困難デアル、是ニ於テ私ノ案ハ兩國ノ間ニ存シテアルトコロノ、此關稅ノ制度ヲ撤廢致シテ韓國ニ於テ事業ヲシテ作出シ品物ヲ、日本デ輸入スルニ當リマシテモ固ヨリ關稅ト云フモノヲ課ゼナリ、日本ノ商人ガイロノナ商品ヲ韓國ニ送ルニハヤハリ之ニ向シテハ關稅ヲ課セナリ、言換ヘテ見マスレバ韓國ト云フツノ國ハ、日本ノ此關稅區域ノ中ニ押込メテシマシテ、所謂、關稅區域ノ中ニ一緒ニ編入シテシマシテ其間ノ關稅ト云フモノヲ課ゼナリ、日本ノ商人シテシマハウト云フ私ノ建議案ノ趣意デゴザイマス、是ハ世ノ中ノ所謂關稅聯合ト稱スルモノト其意味ヲ同ウ致シテ居ルノデゴザイマシテ、言換ヘテ見マスルト日本ノ關稅區域ヲ韓國マテ延長スル、經濟上ニ於キマシテハ韓國モ日本モ殆ド同心一體トナシテ、相合シテ經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フ希望ヲ此建議案ノ中ニ含マシテアルノデゴザイマス、之ニ付キマシテハ反對論ヲ唱ヘルモノガゴザイマシテ、言換ヘテ見マスルト日本ノ關稅區域ニ反對スルモノガアルノデゴザイマスガ(「大アリ」ト呼フ者アリ)是ハ所謂農民保護論カラスト云フコトハ日本ノ農民ヲ保護スル所以デアル、此農產物ニ對スル關稅ヲ撤廢スレバ日本ノ農業家ト云フモノハ、非常ニ困難ヲスルト云フ點カラシテ、此關稅撤廢ノ議論シテ置カケレバナラヌノデゴザイマスガ(「大アリ」ト呼フ者アリ)是ハ所謂農民保護論カラ起キタモノデ(「其通」ト呼フ者アリ)私ハ此農民保護論ニ付イテ議論ハシナイ、併ナガラ諸君ニ靜ニソレフ開イテ戴キタ(「謹聽々々」ト呼フ者アリ)韓國ニ於ケル今日ノ農業ハ誰ニ依リテ此農業が經營セラレテ居ルカト云フコトノ御考ヘテ願ヒタイ、主トシテ日本シテ韓國ノ經濟上ノ發展ヲ圖ルト云フコトニナシテ居リマス、「ソレハ分ダテ居ル」ト呼フ者アリ)ソレカノ第二

ノ反対ハ内地ニ於ケル製造業ニ打撃ヲ加ヘルト云フ反対デアル、是ハ譬へテ云ハシ日本ノ内地ニ於テハ酒ヲ造ルニ於テ多額ノ造石税ヲ課シテ居ル、韓國デハソレハ無税デアル、サウスルト韓國デ無税デ産出シタモノヲ、日本ノ内地ヘ輸入スルト云フコトニナレバ、日本ノ醸造家ハ非常ナル打撃ヲ被ルデアラウト云フ、其點カラシテ此關稅撤廢ニ反対ヲスル議論ガアルガ併シ、是ハ實ハ杞憂ニ屬スル御議論デゴザイマシテ、固ヨリ關稅制度ヲ撤廢シテ、韓國ヲ日本ノ關稅區域ヘ編入スルト云フコトニナレバ、韓國ニ向シテ日本ノ此總テ律設ケテ其無税デ許シテ居ル點ニ付キマシテハ、他ノ方法ヲ以テ之ヲ取締ルト云フコトハ無論シナケレバナラヌ、又其點ニ向シテハ別ニ取締ノ方法ヲ講シナケレバナラヌ、今テ日本ノ製造業ニ打撃ヲ加ヘルデアラウト云フコトハ杞憂ニ過ギナイ、其點ニ關シマシテハハ韓國ニ於テハ酒ヲ造ルノハ無税デアルケレドモ、併ナガラ關稅ヲ撤廢シタ暁ニハ、別ニ法律設ケテ其無税デ許シテ居ル點ニ付キマシテハ、他ノ方法ヲ以テ之ヲ取締ルト云フコトハ無論シナケレバナラヌデアル、此故ニ韓國デハ無税デアル、ソレが日本ヘ這入ジテ見レバ日本ノ製造業ニ打撃ヲ加ヘルデアラウト云フコトハ杞憂ニ過ギナイ、其點ニ關シマシテハハ韓國ニ於テハ酒ヲ造ルノハ無税デアルケレドモ、併ナガラ關稅ヲ撤廢シタ暁ニハ、別ニ法律設ケテ其無税デ許シテ居ル點ニ付キマシテハ、他ノ方法ヲ以テ之ヲ取締ルト云フコトハ無論シナケレバナラヌデアル、此故ニ韓國デハ無税デアル、ソレが日本ヘ這入ジテ見レバ日本ノ製造業ニ打撃ヲ加ヘルデアラウト云フコトハ杞憂ニ過ギナイ、其點ニ關シマシテハ別ニ法律ヲ以テ取締ルト云フコトニスレバ少シモ憂フル點ハナイノデゴザイマス(「最惠國ハドウスルカ」ト呼フ者アリ)是カラ精シク申述ベマセワ、簡單ニ述ベル積リテアリマスケレドモ(眞面目ニヤリ給ヘ)ト呼フ者アリ)眞面目ニ私ノ述ベル間ハ聽イテ貴ヒタイ、「大切  
ナ問題ダ」ト呼ヒ又「謹聽シマス」ト呼フ者アリ)ソレカラモウ一ツノ議論ニ對スル反対説ハ、關稅ヲ撤廢スルト、關稅ノ收入が減ズルトアラウト云フコトヲ憂ヘル説デゴザイマス、  
併ナガラ此收入が減ズルト云フコトハ無論日本ノ目カジ見マシテモ、亦韓國ニ於キマシテモ、多少ノ關稅ノ收入が減ズルト云フコトハ一時免レナイ、併ナガラ凡ソ此經濟上ノ發達ヲ圖フテ、大ニ將來ノ發展ヲ希望スル點カラ考ヘテ見マスレバ、此收入ノ多少減ズルト云云フコトニナレバ、韓國ト云フモノハ財政上多少ノ困難ヲ感ズルカモ知フヌノデアル、併ナ  
ガラ此點ニ付キマシテハ諸君モ御承知ノ如ク、從來韓國ニ於キマシテハ關稅ノ收入ノ側カラ申シマスルト、此關稅ノ收入ト云フモノハ極ク僅デ、韓國ノ方ノ側カラ申セバ多少ノ打擊カハ知ラヌ、百五十万圓以上ノ關稅收入ガゴザイマスカラ、ソレガナクナルト云  
ト云フモノハ、所謂國庫ノ收入ト云フモノハ、實ニ少ナカタ、總稅務司ノ「ブラウン」ト云云フ人が關稅ヲ司テ居リマスル間ハ、諸國ノ國庫ノ收入ニナル關稅ノ高ハ僅ニ四十五  
万圓、此位ニ過ギナカタノガ事實デゴザイマス、今日少々關稅ノ收入が減ジタト雖モ、  
韓國ノ財政ノ上ニ付イテハサマデ大ナル利害痛痒ヲ感ズルト云フ問題ニハナラナイノデアル、況ヤ今日ハ日賀田サンアタリハ非常ナル盡力ヲ以テ、韓國ノ財政整理ニ從事サレ  
ケレドモ、朝鮮ト列國トノ條約關係上、之ヲ撤廢スルコトが出來ナイデアラウト云フ説ハ  
テス、諸君ト共ニ吾々が大ニ攻究ヲ致シタイ問題デアル(「無論分シテ居ル」ト呼ヒ、又「サ  
アソコガムツカシイ」ト呼フ者アリ)併ナガラ私ノ申ス關稅聯合——世ニ所謂關稅聯合ニ  
於テ日本ノ關稅ノ區域ヲ延長スルト云フ議論ノ上カラ參リマスルト、斯ウ云フコトニナ  
ル大ナル財源ヲ供給スルコトが出來ルトコロノノ案デゴザイマスカラ、此點ニ關シテ收  
入が多少減ズルト云フコトヲ憂フルノハ餘リニ遠キ慮ラシナイトコロノ人ノ説デアルマイ  
カト私ハ思フ、唯條約ノ上カラ致シテ成程關稅ノ撤廢ハ彼我兩國ノタメニ利益デアラウ  
ケレドモ、朝鮮ト列國トノ條約關係上、之ヲ撤廢スルコトが出來ナイデアラウト云フ説ハ

ノ法律上性質韓國ト云フモノガデス、日本ノ關稅區域ノ中ニ埋沒シテシマツテ、關稅ノ關係ノ上ニ於テ韓國ト云フモノハ自然消滅ニ歸スルモノデアル、是ハ出來ナイ事柄デハ滅ニ歸シテ、日本ハ所謂甲ノ國ノ區域ノ中ニ埋沒シテ來ルト云フ場合ニハ、此條約ヲ結ブノハ兩國ノ自由デ、第三國カラ異議ヲ容レルト云フ餘地ハ少シモナイ、是ハ國際公法上ノ先例ガアルノテゴザイマスカラシテ、吾々が今日條約上出來ナイデアラウト云フヤウナ議論ヲスル必要ハ少シモナイ、又最惠國條款ノコトニ當リマシテモ、今日デハ公法學者ノ說ガ殆ド一定シテ居ル、關稅聯合ノ場合ニ於テハ、詰リ最惠國條款ヲ主張スル餘地ト云フキノハ甲乙二國ノ中ニ特別ノ利益ヲ授受スル場合ニハ、第三國ガソレニ向テ利益ノ均霑ヲ主張スルノガ最惠國條款ノ意味デアル、關稅聯合ノ場合ニハ二國ガ合シテ、一トナル、國稅ノ關係ニ於テハ兩國ガ合シテ一トナル、同一ノ國トナルト云フ場合ニハ、其間ニ特別ノ利益ノ授受ト云フコトハ少シモナイノテアル、從テ利益ノ均霑ヲ主張スル餘地ト云フモノハ關稅聯合ノ場合ニハ少シモ生ジテ來ナイ、是が今日ノ國際公法學者ノ說テゴザイマスか、是ニモ國際公法上最モ緊要ナル先例ガ幾ラモアルノテゴザイマス、佛蘭西ガ行ツテ居ル先例、奥地利、伊太利ガ行ツテ居ル先例、此先例ガ澤山アルノテアリマスカラ、第三國ガ最惠國條款ヲ楯ト致シテ、此關稅聯合ニ向ツテ異議ヲ申立テル餘地ハ少シモナイト私ハ信ジテ居ル、況シヤ帝國ノ韓國ニ對シマスル韓國貿易上ノ關係、列國ノ韓國ニ對スル貿易上ノ關係ヲ見レバ能ク分ル、今ヤ通商貿易ノ關係ニ於キマシテハ、殆ド十中九マテハ日本ガ朝鮮ニ對シテ貿易フシテ居ルト云フ關係デアル、亞米利加ニシテモ、英吉利ニシテモ、實際ノ貿易ノ關係ト云フモノハ、或ハ百分ノ一、或ハ千分ノ幾ラト云フニ止ムテ通商貿易ノ關係ト云フモノハ實ニ少ナ、列國ノ韓國ニ對スル利害關係ト云フモノハ誠ニ僅ニアリマスルカラ、此點カラ申シマシテモ、第三國ガ日韓兩國ノ間ノ關稅聯合ニ對シテ異議ヲ言フ皆ハナ、異議ヲ言フベキ彼等ガ利害痛痒ノ關係ヲ持ツテ居ラヌノアリマス、尙況ヤ韓國ハ即チ日本人ノ保護國デアル、政治上ニ於テ保護國デアルト云フコトヲ承認シタル列國ガ、經濟上ニ於テ日本ト韓國トガ結付ケウト云フコトニ、異議ヲ唱フルベキ皆ガナイト云フコトハ諸君ト共ニシテ想像スルノ餘地ガアルデハゴザイマセヌカ、諸君、保護國ニ對シテ——所謂被保護國ニ對シテ、保護國ト云フモノガ其指導啓發ニ對シテハ、必需要ナル臨機ノ處置ヲ執ルト云フコトハ、普通極マッタ話デアル、又日本が保護國タル韓國ニ對シテ、其指導啓發ニ對スル必要ナル處置ヲ執ルト云フコトハ、列國が殆ド之ヲ認メテ居ルノテゴザイマス、此時ニ當ツテ何ノ遠慮スルトコロガアル、何ノ氣兼ラスルトコロガアツテ、此關稅聯合ト云フコトガ行ハレヌノテアリマスルカ、是迄ノ實際ノ歷史上ニ現ハレタル事實ニ依リマシテモ、保護國ニ對シテハ——印ノ國ハ保護國ニ對シテ財政上臨機ノ處置ヲ執ルト云フコトハ、既ニ極マッタノ例ニナシテ居ルノアル、是ガデス、日本ガ朝鮮ニ對シテ大變ナ金ヲ使フテ、今ハ保護國ノ關係ニナシテ居リナガラ、經濟上ニ於テ此關稅ヲ撤廢スルコトガ出來ナイト云フコトハ、寶ニ臆病ナル話ト私ハ思フノアリマス、千八百十八年ニ普漏西ハ、所謂此關稅聯合ガ成ツタガ、アレニ依ツテ所謂獨逸帝國ノ基礎上云フモノ

ガ定マツタノデアル、今日ノ獨逸ノ經濟學者ガ、歐羅巴大陸ノ關稅上ノ大聯合ヲ主張シテ居リマスルヲ、私ハ耳ニシテ居リマスルガ、又「チャンバーレン」ハ英本土ト、殖民地トノ間ニ此關稅ノ聯合ト云フコトヲ主張スル今日ニ於テハ、既ニ其實施ノ緒ニ就イテ居ルノアル、又外ニ對シテハ保護ノ主義ヲ主張シテ居ルトコロノ亞米利加——アノ北米合衆國デスラモ、自分ノ内輪ニ於テハ、關稅上ニ於テ何ノ制限モナイ、今テハ亞米利加ニ於テハ、南北亞米利加十八箇國ノ關稅聯合ヲ主張スルト云フコトヲ論ズル者サヘモ今日ハ生ジテ來テ居ルノニ、日本ハ保護國タル韓國ニ對シテ、此經濟上ノ關門ヲ撤廢スルコトが出來ヌト云フコトハ、ドウシテモ理由ニハナラナイ、殊ニ保護國ニ對シテ、財政上ノ權利ヲ持ソト云フコトニ對シマシテノ先例ガ、最モ近ク申シマスルト云フコトノタメニ、關稅上ノ權利ヲ亞米利加が握ケル、非律賓ニ於ケル、保護ヲスルト云フコトノタメニ、關稅上ノ權利ヲ亞米利加が握テ居ル、ソレカラ佛蘭西ノ安南ニ於ケルモ、ヤハリ同様デアル、ソレカラ佛蘭西ノ「マダカスカル」ニ於ケル、又佛蘭西ノ「チニス」ニ於ケル、總テ自分ガ、保護ヲスル國ニ對シテハ、關稅上ノ權利ヲ持ツテ自分ノ經濟上ノ利益ヲ圖シテ居ルト云フコトハ、著々事例ニアルノデアリマス、私ハ思フ、多少ノ異論ガ第三國ニアルト致シマシテモ——多少ノ異議ガ第三國ニアルト致シテモ、日本ノ韓國ニ對スル關係ト致シテハ、是タケノコトハドウシテモシナケバナラナイ、政治上ノ關係モ斯ノ如シ、經濟上ニ於キマシモ同心一體ノ國トナシテ、韓國ト云フモノヲ日本ノ區域内ニ一緒ニシテシマウ、此位ノコトが出來ナケレバ、外交上ノ手腕ト云フモノハ何處ニアルカ、左脣右顧、イロイロ氣兼ラシテ、イロイロ遠慮ラシテ、ドウモ第三國ノ恩怨ガ如何デアルカト云フコトヲ氣遣シテ、其タメニダ、爲シ得ル關稅ヲ聯合ト云フモノヲスルコトが出來ヌト云フコトハ何タル、臆病デアルカ、私ハ外交家ノ手腕——外交家ノ手腕ニ依シテ、此問題ヲ解決スルノハ易イタルノミ、保護國ニ對シテ經濟上ノ共通ラシャウト云フ問題ハ、外交ノ手腕サヘアレバ少シモ出來ナイ問題デハナリ私ハ政府ニ對シテセデス、非常ナル決心ヲ以テ此問題ハ速ニ解決シテ貴ヒタト思フ、是が解決スルニアラザレバ、對韓經營ト云フコトハドウシテモ行ハレナイ、實業ノ獎勵ヲスル、經濟上ノ發展ヲ計畫スルト致シマシテモ、コンナ邪魔物ガアル以上ハ、對韓經營ト云フモノニ付イテ全キラ期スルト云フコトハ殆ド狀目デアル、統監府が如何ニ勉勵ヲ致シテモ、日本ノ實業家が如何ニ韓國ニ渡シテ往ラモ、此邪魔物ガアル以上ハ此對韓經營ト云フコト、即チ富源ヲ開發シテ、經濟上ノ發展ヲ期スルト云フコトハ到底目的ヲ達スルコトが出來ヌト信シマスルカラ、先づ戰後ノ經營ノ第一問題トシテ、對韓經營ノ策ヲ全ウセンガタメニハ、此經濟共通ノ妨害トナル、關稅ヲ撤廢シテ、經濟共通ノ途ヲ開カレルヤウニ致サナケレバナラナイト考ヘマス、故ニ本案ヲ提出致シテ、諸君ノ御賛成ヲ求メマスル所以ニゴザイマス

○森本駿君 チヨット質問ヲ致シマス、昨年モ是ト同様ナ建議案が出タト思ヒマスガ、是ト同様ノ建議案ガ、昨年ハ如何ニ決シタト云フコトヲ承ッテ置キマス

○早速整爾君 私ニデスカ、議長ニデスカ、私ハ答フル責任ハナイト思ヒマスガ、昨年ハ委員ニ付託セラレテ、委員會デ全會一致ヲ以テ之ヲ可決セラレマシタ、然ルニ本會ニ出マシテ、本會デハ不幸ニ

- シテ是が否決ニナリマシタ  
○森本駿君 ソレダケ承ハレバ宜シ  
○菅原傳君 本案ハ此將來ハ免モ角モ、急速ニ之ヲ實行ゼントスレバ殆ド難キヤウニ考ヘルノデアリマス（ノウ）此點カラ申セバ、直ニ否決致シテ相當ト考ヘマスケレドモ、（ノウ）免モ角モ、經濟上其他ノ點ニ於テハ、餘程重大ナル關係モ持シテ居ルヤウニ思フノデゴザイマスカラ、一應委員ニ付託シテ審査セシムルガ相當デアラウト考ヘマス、就キマシテハ其委員ハ議長指名トシテ、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
〔「贊成々々ト呼フ者アリ〕  
○議長（杉田定一君） 菅原君ノ發議ノ通、議長指名、九名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（杉田定一君） 御異議ハナイト認メマス、其通決シマシタ——日程第十六、鹽專賣法廢止ニ關スル建議案——議案ノ朗讀  
〔書記朗讀〕  
○議長（杉田定一君） 鹽專賣法廢止ニ關スル建議案（南條吉左衛門君外  
四名提出）  
○議長（杉田定一君） 鹽專賣法廢止ニ關スル建議案（南條吉左衛門君登壇）  
○南條吉左衛門君 諸君、段々提出理由等ノ演説ガアリマシテ、大分御退屈ニナッタマウデゴザイマスカラ、私ハ極メテ簡單ニ述ベヤウト思フ、サリナガラ私共ノ提出シタ此事ヲ設ク速ニ斷然之ヲ廢シ代ユルニ適當ノ財源ヲ調査シ以テ其ノ法案ヲ議會ニ提出スヘキナリ茲ニ之ヲ建議ス  
○議長（杉田定一君） 南條吉左衛門君  
〔南條吉左衛門君登壇〕  
○南條吉左衛門君 諸君、段々提出理由等ノ演説ガアリマシテ、大分御退屈ニナッタマウデゴザイマスカラ、私ハ極メテ簡單ニ述ベヤウト思フ、サリナガラ私共ノ提出シタ此事ヲ設ク速ニ斷然之ヲ廢シ代ユルニ適當ノ財源ヲ調査シ以テ其ノ法案ヲ議會ニ提出スヘキナリ茲ニ之ヲ建議ス  
○議長（杉田定一君） 鹽專賣法廢止ト申スモノハ苟モ細民四千万以上ニモ及ブトコロノ鹽價ゴザイマスカラ、其事ヲ應諸君ニ御訴申シ、政府ニモ注意ヲ促サナケレバナラスト思ヒマスカラ、御迷惑ナガラ暫時御清聽ヲ煩シマス、諸君、此鹽廢止ニ關スルコトハ（笑聲起ル）先日早速君カラシテ——專賣ノ廢止デス——專賣ノ廢止ニ關スルコトハ早速君カラ法律案が出て居リマスカラ、是非共此事ヲ致シタト云フコト先日來申述テ居ル、私ハ彼ノ專賣法廢止法律案ノ委員ニモナシテ居リマス、又先日豫算委員ノ第二分科ニ於テ其事ニ付イテ聊カ政府ノ意見ヲ尋ねタコトモゴザイマス、此事ニ付イテハ今ハ全ク千三百万圓ノ政府ハ歲入ヲ得テ居ル、千三百万圓ノ歲入ト云フモノハ容易ニ得ベカラザルモノデアルニ依シテ、今之ヲ廢スト云フコトハ困ルト云フ、斯ウ云フコトが政府ニ於テ拒シテ居ル一ツデ、モウ一ツハ内地ノ鹽田ト云フモノガ彼ノ外國ノ廉イ鹽、即チ歐羅巴ヤ亞米利加ニ

於テ出來ルトコロノ岩鹽等ノタメニ是ガ壓セラレルカラ、鹽田ヲ保護スルタメニ之ヲ殘シテ置カナケレバナラスト云フ、斯ウ云フコトヲ致シタ時期ハ如何ナル時期デアルカ、即チ丘馬佐徳ノ时期アラタ、軍費ノ供給ヲ致スノカ主眼ノ目的デアラタ、故ニ已ムヲ得ズシテ、斯ノ如キコトヲ致シテ見タ、斯ノ如キコトヲ致シテ見タトヨガ、豫期以上不結果デアル、今日此專賣法中ニ於テ鹽ノ專賣程惡ルイキノハナイ、今日ノ我國ノ五十万ノ人頭ニ致シテ、其中ニ確ニ四千万以上ノ人員ハ此鹽ノ專賣ノタメニ大イニ苦シニ居ル、尤モ斯ノ如キコトヘ年俸ヲ四千圓モ六千圓モ取シテ居ル人ニハ十分分リマセヌカ知レマセヌガ、此事ニ苦シニ居ル四千万ノ人ハドウ云フ人デアルカ、一家五人若クハ七八ノモノデ、其多數細民ハ僅ニ戸主若クハ其女房が食フダケノ仕事ヲシテ、戸主タルモノハ一箇年平均僅ニ三十錢カ五十錢ノ稼ギシカ出來ナイモノデアル(「一箇年二十錢カ」ト呼フ者アリ)此者ガ一家五人七八人ヲ養ウテ居ルヤウナモノデハ、鹽ト云フモノハ必要デアル、上級ノ人ハ僅ノ鹽ヲ要スレバ宜イガ、下級ニ至ル程ニ勞動ニ從事スル者程鹽ヲ多ク要スルノデアル、全ダ米ト鹽ト野菜ト以テ今日生活シテ居ル人が我國ニ多數有ル、此多數細民ハ以前ハ鹽ガ廉タシテ、鹽ノ代ハ格別意ヲ用井ナイデ居タ、然ルニ此鹽ガ專賣以來俄ニ三倍ニモ増加シタ云フコトカラ、今日ノ困難ナルコト其怨ミノ聲ハ諸君申上ゲズトモ今ヤ天下興論トナシテ居ル、斯ノ如キハ日本國ノ輿論デアル、然ルニモ拘ハラズ政府ハ金ガ取レル、千三百万圓バカリ儲ケガアルト云フコトカラシテ、此法ヲドウシテモ維持スルト云フ考ヲ持シテ居リマスケレドモ、是ハ間違デアル、要ルトコロノ費用ハドウシテモ徵收シナケレバナラヌ、徵收シナケレバナラヌカラ、若モ是ガ缺陷ト云フモノヲ補フナラバ、稅制調査ニ於テ他ニ良キトコロノ財源ヲ求メタナラバ、下級ノ人が斯クマデ困難ヲ告ゲシテ幾ノモ千三百萬圓ノ補ハ付クト思フ、一例ニ譬へテ見レバ、今ヤ財政ハ膨脹致シテハ億ニ三千万圓キアルトコロノ財政デアル、此六億ニ三千万圓ヲ支出シ得ル財政ノ上ニ於テ、僅カニ三千五百圓ノ遣練リガツカスト云フコトハナインデアル、若シモ細カイ數ニシテ見レバ六十三圓ノ金ニシテ、六十二圓ノ金ノ内ニ一圓二十錢位ノ遣練リ付カヌト云フ、斯ノ如キ手際ニ財政ヲ料理スルコトガ出來マセウカ、細民四十万ノ人ニ斯クマデ痛苦ヲ與フル鹽專賣ニシテ、而シテ六十二圓ニ對シテ一圓二十錢ノ割合ノ此金ノ差練リが付カヌト云フヤウナスル理由ハナインデゴザイマス、ドウシテモ此稅制調査ノ上、又歲出ノ上ニ於テ多少ノ節減ヲスレバトテ、斯ノ如キコトハ容易ク出來ルノデアル、容易ク出來マスレバ易グ金ガ取レルト云フコトニナリマスカラ、政府ハ此收入計リヲ惜シニ、容モウ一ツハ鹽田ヲ喫セラル、ケレドモ、我國ノ鹽田ハドノ位アルカ、僅カニ全國ヲ通ジテ七千町歩以上、八千町歩ニ垂ントスルモノデアル、誠ニ僅タタルモノデアル、此面積ハ諸君假リニ外ノ田畠ノ面積ニ比ベタラ、ドウ云フ比例ニナルカ、一部ノ田畠ノ面積シカナモノデアル、此全國ノ鹽田業者ハ苦シイタメニ僅カ一万カニ一万カノ人が苦シムタメニ、此四千万ノ同胞ヲ苦メルト云フヤウナ惡法ヲ維持スルト云フコトガアリマセウカ、稅制調査ニ於テ調査ヲシテ、明年度ニ於テハ此鹽專賣ヲ行ハナイヤウニ廢止シテシマフト云フコトヲ諸君ト共ニ政府ニ迫ラナケレバトオ政府ニ十分ニ注意シ、十分ニ爲シ遂ゲルト云フコトヲ諸君ト共ニ政府ニ迫ラナケレバ

ナラヌコト、思ヒマスカラ、茲ニ私ハ諸君ノ御同意ヲ求メテ委員付託ニ致シテ、十分目コトヲ達シタイト思ヒマス

- 加瀬禧逸君 提出者ニ質問ガアリマス、唯今ノ提出者ノ演説ヲ承リマスト云フト、鹽專賣法ハ誠ニ惡法デアル、國民ノ痛苦ヘ此上モナイ、之ヲ廢止シタイト云フ御希望デアル、其趣意ニ於テハ私ニ於テモ誠ニ國民ニ代シテ感謝スルトコロニアリマス、私ハ斯ノ如キ惡法ハ一日モ早ク廢止セラレンコトヲ望ムノハ南條君ニ譲ラヌノデアル、ソレガタメニ吾ミノ同僚ハ此鹽專賣法ノ惡法ナルコトヲ料ンテ、建議案ノ如キ手スルキ方式ニ出ルヨリ、寧ロ此惡法ヲ廢止シタイト云フ法律案ヲ提出シタノデアル、其審査委員會が選舉セラレテ現ニ委員會ニ付セラレタ、ソレヲ伺ヒタ、次ニ南條君ノ御趣意カラ見レバ、國民ノ苦痛ヲ御嘆キニナシテ居ル以上ハ、一日モ早ク之ヲ廢止スルコトが御希望デアラ、幸ヒニ鹽專賣法ハドウデアルカ、何ノ必要ガアリ一方ニ法律ノ廢止案が出て居ルニ拘ハラズ、ナゼ斯ノ如キ案ヲ出サレタカ、ソレヲ伺ヒタ、次ニ南條君ノ御趣意カラ見レバ、國民ノ苦痛ヲ御嘆キニナシテ居ル以上ハ、一日モ早ク之ヲ廢止スルコトが御希望デアラ、幸ヒニ鹽專賣法廢止法律案が委員會多數ノ意向ニ依シテ可決セラレタナラバ、此建議案ハ御邀請ニナリマスカドウカ、ソレヲ伺ヒタイ
- 南條吉左衛門君 第一ノ問ニ答ヘマス、第一ノ御問ハ建議者ノ目的ハ鹽專賣ト云フコトヲ一日モ早ク廢シタイ、ソレナラバナゼ前ノ法律案ニ從シテ往カナインテ、斯ワ云フモノヲ出シタカト云フコトデアリマス、法律案ナルモノハ直ニ之ヲ實行スルト云フコトハ今日此稅制調査ト云フコトヲ致シテ居ル上ニ於テ、法律案ヲ出スヨリハ、斯ウ云フコトヲ以テ德義ア攻メル方ガ宜イト思ヒマスガタメニ、建議案ヲ提出致シマシタ、ソレカテ又是ガ委員會ニ於テ法律案ガ可決シタナラバ、之ヲ撤回スルカト仰シャルガ、既ニ委員會ニ移ツテ居ル以上ハ私一人ノ問題デハナイカラ、委員會ノ決スルトコロニ任セル積リアリマス○花井卓藏君 本員ハ動議ヲ提出致シマス、既ニ本案同様ノ法律案が委員ニ付託サレテ居リマスカラ、法律案ノ方が確定スル暁ニハ全ク無用ニナルノデアリマス、故ニ法律案ノ方ノ終了マテ本案ヲ延期シタイト云フ動議ヲ提出シマス、實ニ院議ヲ弄フモノデアル(「贊成」ト呼フ者アリ)
- 議長(杉田定一君) 花井君ノ發議ニ贊成ガアリマスカ
- (「贊成々々」ト呼フ者アリ)
- 議長(杉田定一君) 花井君ノ發議ハ曩ニ鹽專賣ニ關スル法律案が出て居ル、ソレノ結果ヲ見ル迄本案ヲ延期シタイ、トスウ云フノデスカ
- (花井卓藏君「サウデス」ト呼フ)
- 議長(杉田定一君) 採決致シヌ、花井君ノ發議ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス起立者 少數
- 議長(杉田定一君) 少數ニアリマス、否決致サレマシタ
- 管原傳君 花井君ノ御希望ガ少數アレ、潰レマシタ譯デアリマスカラ、此上ハ前ノ鹽專賣法ニ關スル委員會ニ本案ヲ付託セラレンコトヲ望ミマス
- 議長(杉田定一君) 菅原君ノ前ノ鹽專賣ニ關スル委員會ニ付託スルト云フ說ニ御異

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ若アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、其通り決シマス、次ハ日程第十七、夏秋蠶講習所設置ニ關スル建議案ニ移リマス、議案朗讀

### 第十七 夏秋蠶講習所設置ニ關スル建議案(工藤善助君外) (夏秋蠶講習所設置ニ關スル建議案五名提出)

(書記朗讀)

夏秋蠶講習所設置ニ關スル建議案

夏秋蠶ニ關スル研究ハ目下ノ急務ナルニ由リ速ニ其ノ講習所ヲ適當ノ地ニ設置スルノ計畫ヲ立テ之ニ要スル經費ハ明治四十年度追加豫算トシテ本期議會ニ提案セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(工藤善助君登壇)

○工藤善助君 私ハ本案提出ノ理由ヲ述ベヤウト思ヒマス、本案ハ 帝國ノ事業トシテハ誠ニ小サナ事業デゴザイマシテ、論ズルニ足ラナイヤウナ仕事デゴザイマスガ、併シ此事業如何ニ付キマシテハ我國ノ富ヲ増進スル上ニ於キマシテモ、貿易ヲ進メル上ニ於テモ非常ナル關係ヲ持ツコトデゴザイマス、而シテ議場ノ大勢ヲ窺ヒマスレバ最早議事ニ御倦キニナシテ居ル體裁デアル、併ナガラ私ガ此案ニ付イテ辯ズルトコロノ事柄ハ真ニ小農家ガ殊ニ妙齡ナルトコロノ少女ノ手ニ成シテ、其產力ハ三億ニ垂ントシテ居ルトコロノ大事業デアル、此問題ヲ論ズルニ當リマシテハ、此些々タルトコロノ小農家ノ狀態ヲ御訴ヘシナケレバナラヌノアリマス、故ニ御迷惑カ知レマセヌガ、暫ク國家ノタゞニ御清聽ヲ煩ハシタノデゴザイマス、「謹聽々々」ヒヤク「蠶業ハ我國ノ重要ナル事業ニアルト云コトハ、既ニ統計ノ證明スルトコロデゴザイマスカラ、我輩ハ茲ニ於テ喋々辯ズル必要ハナインデアル、御承知ノ通り近クハ二十九年ノ貿易ハ突飛ノ増加ヲ致シタト申シマスガ、輸出ノ四億幾千万ト云フ中ニ之ヲ細別スルト、生絲ガ一億一千幾分ト云フモノアル、是ニ熨斗絲トカ若クハ綱アルトカ云フモノヲ加ヒレバ、優ニ一億五千五百万ト云フ多額ノ金額ニ至ルノアリマス、然レバ我國ノ輸出ノ額ハ増進致シマシテ四億以上ト云ハ云ヒナガラ此三分ノ一以上ト云フモノハ、優ニ蠶業ヨリ產出シタルトコロノ力ニ依ッテ、此貿易ヲ維持スルノアル、而シテ此貿易ノ有様此產額ノ有様ト云フモノハ斯ノ如キコトデゴザイマスルガ、備又詳細ノ統計ハゴザイマセヌケレドモ、統計ハ學者トモ云フ程ノ人々ノ調査ニ依リマスレバ、内地ノ需用ヲ合シマスレバ一億七八千万圓カラノ生產力ニ依ッテ居ルノアリマス、斯ノ如キ多額ノ生產力ヲ持ツテ年々歲々增加シマスルトコロノモノハ、一進一退、或ハ進ミ、或ハ退キ、此十年間ニハ多少增加シテハ居リマスガ、今蠶業ノ生產力ノ増加シタル唯一ノ原因ハ、夏秋蠶ノ増加ニ依ツテ居ルノアリマス、誠ニ三十一年カラ三十七年マテノ有様ヲ見テモ春蠶ト云フモノハ、一進一退、或ハ進ミ、或ハ退キ、此十年間ニハ多少增加シテハ居リマスガ、今

モノハ、ドウニ云フ状態ニ進ムカト云フ、三十一年ヨリ三十七年マテノ統計表ニ依ツテ御覽ニナシテモ分ルコトデアリマスルガ、我帝國ニ於テ行ハレテ居ルトコロノ彼ノ春蠶ト云フモノハ、一進一退、或ハ進ミ、或ハ退キ、此十年間ニハ多少增加シテハ居リマスガ、今モナシ増加デアリマスガ、彼ノ秋蠶ノ一ヲ取リマシテモ一倍六割ト云フトコロノ増加ヲナシル事居ル、今日ノ統計ハゴザイマセヌガ、昨年ノ若シ統計ヲ知ルコトアツタナラバ、優ニ三倍ノ増加ヲ見ルデアラウト考ヘルノデゴザイマス、然レバ我國ノ貿易が進シテ、或ハ富ガ増進シタト申シナガラ、此帝國ノ輸出ニ於テ夏秋蠶ト云フ一ツヲ引去リマスレバ、六七千萬圓ノ輸出ヲ減ズルコトデアリマス、故ニ夏秋ノ蠶ノ研究ハ我帝國トシテ忽ニスベカラザモノヲ鮮明ニシテ、當業者ノ羅針盤トシテ標準トスルトコロノ學說ヲ示シタモノハ一つモナイ、今日學者ガ之ヲ研究スルコトモ殆ドナインデアリマスル、何が故ニ斯ノ如キ今日ノ狀態デアルカト申シマスレバ、御承知ノ如ク蠶業ト云フモノハ我帝國ノ立國以來ノ事業デアル、然ルニ秋蠶ハ漸ク維新以來ノ發明ニ係ルトコロノモノデゴザイマスルカラシテ、甚ダ遺憾ノ至リニナシテ居ル、殊ニ此今日マテノ學者ガ、能ク種々蠶業ノコトニ付イテ辯シマスケレドモ、多クハ或ハ佛蘭西、或ハ伊太利ノ學者ノ續繼ヲ嘗メテ、サウシテ之ヲ辯スルトコロノ事柄デゴザイマスルカラ、(恆松隆慶君)最早委員付託ニナランコトヲ望ミマス「ト呼フ」進行博士ノ恆松君ヨリ御請求デゴザイマス、併ナガラ斯ノ如キコトハ政府が容レラレナイト云フモノハ、詰リ此事ヲ能ク知ラナイノデゴザイマセウト存ジマス、(恆松隆慶君)贊成スルタメニ委員付託ヲ望ムノダ「ト呼フ」然ラバモウ少シ述ベテ御忠告ニ從フコトニ致シマス、(恆松隆慶君)本員ハ九名ノ委員、議長ノ指名アランコトヲ望ミマス「ト呼フ」ソレデハ項目ヶケ私ハ述ベテ置キマセウ、夏秋蠶ノ研究ハ全國ノ輿論ニアルト云フコトヲ一言述ベテ置キマス、今日ハ風穴蠶種ト云フモノト、生種ト云フモノトノ關係ヲ、一日モ早ク明カニシナケレバナラス、氣運ニ迫ヅテ居リマス、ソレカラ又戰後ニ於テ經營スルトコロノ事柄ニ付イテ、十郎ト云フ御贊成がアル以上ハ、安心シテ辯ズルコトヲ止メマス、ドウカ滿場一致ヲ以テ御同意アランコトヲ望ミマス

○恆松隆慶君 九名ノ委員、議長指名ヲ願ヒマス  
(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、九名ノ委員、議長指名ニ御異議ハアリマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、九名ノ委員、議長指名ニ御異議ハアリマス

スカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議が無イト認メマス、其通り決シマシテ、報告ガアリマス

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

種牡牛検査法案  
(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

留萌增毛間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 望月 右 内君 中西 六三郎君 内山 吉太君 菅原 傳君

一委員ヲ指名スル左ノ如シ  
未成者飲酒禁止法案

根本 正君

乾奈良吉君

三井忠藏君

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

鳥海哲四郎君

池田惟貞君

山田省三郎君

印紙稅法中改正法律案

佐竹作太郎君

景山甚右衛門君

三輪猶作君

明治三十四年法律第三十九號中改正法律案

遠藤庸治君

森茂生君

是永歲太郎君

岩元信兵衛君

安達謙藏君

夏秋蠶講習所設置三關スル建議案

工藤善助君

朝倉鐵藏君

南條吉左衛門君

○議長(杉田定一君) 次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知シマス、今日六時半散會

午後四時四分散會

村松愛藏君

飯島省三郎君

須藤嘉吉君

大津淳一郎君

關口安太郎君

坂元英俊君

川島瀧藏君

花井卓藏君

坂元英俊君

須藤嘉吉君

渡邊敬昌君

前島元助君

青地雄太郎君

望月長夫君

高木龍藏君

遠藤良吉君

東尾平太郎君

久保伊一郎君

古井由之君

降旗元太郎君

小川平吉君

吉植庄一郎君

岩元信兵衛君

安達謙藏君

夏秋蠶講習所設置三關スル建議案

工藤善助君

朝倉鐵藏君

南條吉左衛門君

○議長(杉田定一君) 次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知シマス、今日六時半散會

坂元英俊君

川島瀧藏君

花井卓藏君

築山和一君

井上精一郎君

武藤金吉君

永見寛二君

澤田耕治郎君

小林伸次君

山崎良純君

小川平吉君

田中定吉君

梅野初實君

早速整爾君

齋藤貞輔君

橋本久太郎君

廣瀬久政君

久太郎君

久太郎君